徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱

（補助金の交付）

第１条　知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、市町村及び民間事業者等が行う地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）に基づく県計画における事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象事業）

第２条　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（１）介護施設等の整備に関する事業

（２）介護従事者の確保に関する事業

２　前項第１号のうち、創設又は改築に該当する事業においては、当該施設について福祉避難所の市町村指定を受けるものとする。

３　前項の創設又は改築に該当する事業とは、別表１に掲げる「（１）地域密着型サービス等整備等助成事業」における創設分又は改築分とする。

（交付額の算定方法）

第３条　前条第１項第１号の事業については、別表１の第１欄に定める施設等の区分ごとに、市町村等が行う事業に係る第４欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と同表第２欄に定める補助基準単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た額とを比較して少ない方の額以内の額を補助額とする。ただし、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に掲げる額を補助額とする。

（１）別表１の第１欄の「（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「（６）介護職員の宿舎施設整備事業」　第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める補助基準により算定した額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第３欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額

（２）別表１の第１欄の「（５）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」　第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める補助基準単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額

２　前条第１項第２号の事業については、別表２の第１欄に定める区分ごとに第２欄に定める補助金交付対象者が行う事業に係る第３欄に定める対象経費の実支出額（第４欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表第５欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を補助額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、補助金交付対象者が申請する補助金所要額が前２項にお

いて算出した補助額より低い場合は、補助金交付対象者が申請した額を補助額とする。
４　前３項の規定により算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の対象外費用）
第４条　次に掲げる費用は、補助の対象外とする。
（１）土地の取得又は整地に要する費用
（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
（３）既存建物の買収に要する費用
（４）その他事業の実施について適当と認められない費用

（補助金交付申請書等）
第５条　規則第３条の補助金交付申請書は、様式第１号による。
２　規則第３条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
（１）補助金申請額総括表（別紙１）
（２）補助金申請額内訳表（別紙２－１、２－２、２－３、２－４）
（３）事業計画書（別紙３－１、３－２、３－３、３－４、３－５）
（４）当該補助金に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本
（５）その他交付申請に当たって必要と認められる書類
３　規則第３条の知事の定める期日は、別に定めるものとする。
４　補助金交付対象者は、申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）
第６条　規則第５条第１項各号に掲げる事項、規則第１５条の２に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付決定の条件となる。
（１）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
（２）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
（３）額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第７号により速やかに知事に報告しなければならない。
（４）前号の規定に基づき知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
（軽微な変更）
第７条　規則第５条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、別表１の第４欄及び別表

２の第３欄に定める対象経費の区分ごとに２０パーセント以内の配分の変更とする。
２　規則第５条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）
第８条　規則第５条第１項第１号から第３号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）理由書
（２）補助金申請額総括表（別紙１）
（３）補助金申請額内訳表（別紙２－１、２－２、２－３、２－４）
（４）事業計画書（別紙３－１、３－２、３－３、３－４、３－５）
（５）その他変更（中止・廃止）承認申請に当たって必要と認められる書類
３　規則第５条第１項第４号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）
第９条　第２条第１号の事業（以下「施設整備事業」という。）については、補助事業者（市町村を除く。）は、工事に着手した日から１０日以内に工事着工届（様式第３号）を提出しなければならない。
２　施設整備事業については、補助事業者は、工事等進捗状況報告書（様式第４号）により、各年１２月末現在の工事進捗状況を翌月１５日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告書等）
第１０条　規則第１１条の実績報告書は、様式第５号による。
２　規則第１１条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
（１）補助金精算額総括表（別紙４）
（２）補助金精算額内訳表（別紙５－１、５－２、５－３、５－４）
（３）事業実績報告書（別紙６－１、６－２、６－３、６－４）
（４）当該補助金に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本
（５）その他実績報告に当たって必要と認められる書類
３　規則第１１条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の請求）
第１１条　規則第１２条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第８号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）
第１２条　知事は、市町村である補助事業者に対しては、規則第１２条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に、市町村以外の補助事業者は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）
第１３条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。
２　補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（補助金調書等）
第１４条　規則第１６条の補助金調書は、様式第６号による。
２　規則第１６条の補助金調書及び帳簿並びに証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間とする。

（財産処分の制限）
第１５条　規則第１７条第２号及び第３号の知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械器具とする。
２　規則第１７条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数とする。

（その他）
第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２７年７月３日から施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、平成２８年９月１２日から施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、平成２９年９月６日から施行し、平成２９年度分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、平成３０年８月３１日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、令和元年７月１６日から施行し、令和元年度（平成３１年度）分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、令和２年１０月７日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、令和３年７月９日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。
附　則
この要綱は、令和４年６月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年７月６日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和６年１０月８日から施行し、令和６年４月１日以後に行う事業について適用する。

別表１

１　区分			２　補助基準単価	３　単位	４　対象経費
（１）地域密着型サービス等整備等助成事業（サテライト型居住施設・事業所を含む。）	地域密着型サービス施設等の整備				地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	
		小規模な介護老人保健施設	66,000千円	施設数	
		小規模な介護医療院	66,000千円	施設数	
		小規模な養護老人ホーム	2,820千円	整備床数	
		小規模なケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数	
		認知症高齢者グループホーム	39,600千円	施設数	
		小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数	
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
		認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数	
		介護予防拠点	10,500千円	施設数	
		地域包括支援センター	1,410千円	施設数	
		生活支援ハウス	42,100千円	施設数	
		緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数	
		施設内保育施設	14,100千円	施設数	
	介護施設等の合築等				
		上記の「地域密着型サ－ビス施設等」に掲げる施設の合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準じる	
	空き家を活用した整備				
		認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数	
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		認知症対応型デイサービスセンター			
	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
		特別養護老人ホーム	1,330千円	定員数	
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		養護老人ホーム			
		軽費老人ホーム			

１　区分			２　補助基準単価	３　単位	４　対象経費
（１）地域密着型サービス等整備等助成事業（サテライト型居住施設・事業所を含む。）	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備				地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
		介護老人保健施設	66,000千円	施設数	
		介護医療院	66,000千円	施設数	
		養護老人ホーム	2,820千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
		ケアハウス　（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
	災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備				
		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
		介護老人保健施設	66,000千円	施設数	
		介護医療院	66,000千円	施設数	
		養護老人ホーム	2,820千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
		ケアハウス　（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	

（注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、
　配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

1　区分		2　補助基準単価	3　単位	4　対象経費
（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費 （定員30名以上の広域型施設等）			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数	
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	養護老人ホーム			
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,960千円	施設数	
	（定員29名以下の地域密着型施設等）			
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院			
	小規模なケアハウス　（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	496千円	定員数	
	施設内保育施設	4,960千円	施設数	

１　区分			２　補助基準単価	３　単位	４　対象経費
（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費				特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和２年４月14日老高発0414第１号・老振発0414第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１を準用する）。
		（定員30名以上の広域型施設等）			
		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数	
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		養護老人ホーム			
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		（定員29名以下の地域密着型施設等）			
		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
		小規模な介護老人保健施設			
		小規模な介護医療院			
		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円	施設数	
		小規模な養護老人ホーム	248千円	定員数	
		施設内保育施設	2,480千円	施設数	
	介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
		・介護予防拠点	118千円	１か所	

１　区分		２　補助基準単価	３　単位	４　対象経費
（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業	【本体施設】 （定員30名以上の広域型施設等） 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス　（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム （定員29名以下の地域密着型施設等） 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス　（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な養護老人ホーム 施設内保育施設 【合築・併設施設】 （定員29名以下の地域密着型施設等） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイ	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の２分の１	（補助率） １／２	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

１　区分		２　補助基準単価	３　単位	４　対象経費
（４）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	「個室 → ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	
	「多床室 → ユニット化」改修	2,820千円	整備床数	
	ア　特別養護老人ホームのユニット化 イ　介護老人保健施設のユニット化 ウ　介護医療院のユニット化			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865千円	整備床数	
	介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費ついては同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの	4,130千円	施設数	
	共生型サービス事業所の整備			
	・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,230千円	事業所数	

注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

<table>
<tr><th colspan="2">１　区分</th><th>２　補助基準単価</th><th>３　単位</th><th>４　対象経費</th><th>５　補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">（５）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</td><td colspan="2">介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業</td><td>5,100千円</td><td>台（定員数を上限とする。）</td><td>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>２／３</td></tr>
<tr><td colspan="5">介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</td><td>1,180千円</td><td>１か所</td><td rowspan="3">感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>２／３</td></tr>
<tr><td>・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</td><td>7,070千円</td><td>１か所</td><td>２／３</td></tr>
<tr><td>・家族面会室の整備等経費支援</td><td>4,130千円</td><td>施設・事業所</td><td>２／３</td></tr>
</table>

1　区分		2　補助基準単価	3　単位	4　対象経費	5　補助率
（５）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,160千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	２／３

注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

1　区分		2　補助基準単価	3　単位	4　対象経費
（６）介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員の宿舎施設整備事業 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	（補助率） １／３	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表２

１　区分			２　補助金交付対象者	３　対象経費	４　基準額	５　補助率
基盤構築を行うための事業	介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）		一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０
	市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業					
	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業					
参入促進に資する事業	地域における介護のしごと魅力発信事業					
	若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業					
	地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業					
		イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業				
		ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業				
		ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業				
	介護未経験者に対する研修等支援事業					
	多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業					
		イ　多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業				
		ロ　介護現場における多様な働き方導入モデル事業				
	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業					
		イ　介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業				
		ロ　介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業				
		ハ　介護の周辺業務等の体験支援				
	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業					
	外国人留学生及び１号特定技能外国人の受入環境整備事業					
		イ　外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所を運営又は開設する法人	介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１／３
		ロ　外国人留学生及び１号特定技能外国人のマッチング支援事業	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０
	介護分野への就職に向けた支援金貸付事業					
		イ　福祉系高校修学資金貸付事業				
		ロ　介護分野就職支援金貸付事業				

1　区分			2　補助金交付対象者	3　対象経費	4　基準額	5　補助率
資質の向上に資する事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業		一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０
		イ　多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業				
		ロ　介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業				
		ハ　介護支援専門員資質向上事業				
	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業					
	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業					
	各種研修に係る代替要員の確保対策事業					
	潜在介護福祉士等の再就業促進事業					
	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等					
		イ　認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業				
		ロ　チームオレンジコーディネーター研修等事業				
	地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業					
	権利擁護人材育成事業					
		イ　認知症高齢者等権利擁護人材育成事業				
		ロ　介護相談員育成に係る研修支援事業				
	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業					
	介護施設等における防災リーダー養成等支援事業					
	外国人介護人材研修支援事業					
	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業		徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所を運営又は開設する法人	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者の日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に要する経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０
労働環境・処遇の改善に資する事業	介護職員長期定着支援事業		一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０
		イ　介護職員に対する悩み相談窓口設置事業				
		ロ　介護事業所におけるハラスメント対策推進事業				
		ハ　若手介護職員交流推進事業				
	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業					
	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業					
		イ　管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業				
		ロ　介護テクノロジー導入支援事業	徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所を運営又は開設する法人	介護ロボットの導入、ICT等の導入及び介護テクノロジーのパッケージ型導入に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	３／４以内
		ハ　介護生産性向上推進総合事業	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０
		二　介護事業所における両立支援等環境整備事業				
	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業					
	介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業					
	外国人介護人材受入施設等環境整備事業		徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所を運営又は開設する法人、介護福祉士養成施設等を運営する法人等	外国人介護職員に関し、コミュニケーションを促進する取組、介護福祉士の資格取得に必要な取組、生活支援に必要な取組及び介護福祉士養成施設等に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	２／３
	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業		一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、市町村、その他介護に係る多職種連携による任意団体等	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	１０／１０

様式第１号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

徳 島 県 知 事　殿

住　所

氏　名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

年度徳島県地域医療介護総合確保基金
事業費補助金（介護分）交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第３条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　金　　円

２　事業の区分

３　関係書類
⑴ 補助金申請額総括表（別紙１）
⑵ 補助金申請額内訳表（別紙２－１、２－２、２－３、２－４）
⑶ 事業計画書（別紙３－１、３－２、３－３、３－４、３－５）
⑷ 当該補助金に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本
⑸ その他交付申請に当たって必要と認められる書類

４　補助事業完了予定年月日
年　　月　　日

５　担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名　　連絡先

（注１）補助金申請額内訳表及び事業計画書については、必要な様式を選択して使用すること。
（注２）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

様式第２号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

徳 島 県 知 事　殿

住　所

氏　名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業に要する経費の配分の変更／の内容の変更／の中止（廃止）の承認を受けたいので、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱第８条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助事業名　　年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）

２　補助金の交付の指令番号

年　　月　　日付け徳島県指令　第　　号

３　関係書類

(1) 理　由　書

(2) 補助金申請額総括表（別紙１）

(3) 補助金申請額内訳表（別紙２－１、２－２、２－３、２－４）

(4) 事業計画書（別紙３－１、３－２、３－３、３－４、３－５）

(5) その他変更（中止・廃止）承認申請に当たって必要と認められる書類

４　担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名　　連絡先

（注）補助金申請額内訳表及び事業計画書については、必要な様式を選択して使用すること。

様式第３号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

工　事　着　工　届

徳 島 県 知 事　殿

住　所
氏　名
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

年　月　日付け徳島県指令　第　　号で交付決定を受けた　　年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）に係る工事を着工しましたので、次のとおり届け出ます。

１　工事の名称	
２　施設の所在地	
３　契約年月日	
４　着工年月日	
５　工事完成予定年月日	
６　請負業者の所在地及び名称	
７　担当者の氏名及び連絡先	
８　備考	

様式第４号（第９条関係）

工事等進捗状況報告書

設置主体（市町村名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名	設置主体	県費補助額 A	12月末日の出来高 B	3月末日までの出来高見込 C	繰越見込高（100−C） D	繰越見込額（A×D） E	備考
		円	%	%	%	円	
合計							

様式第５号（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

徳　島　県　知　事　　殿

住　所

氏　名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

年度徳島県地域医療介護総合確保基金
事業費補助金（介護分）の事業実績報告書

年　　月　　日付け徳島県指令　第　　号で交付決定を受けた年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　関係書類

⑴　補助金精算額総括表（別紙４）

⑵　補助金精算額内訳表（別紙５－１、５－２、５－３、５－４）

⑶　事業実績報告書（別紙６－１、６－２、６－３、６－４）

⑷　当該補助金に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本

⑸　その他実績報告に当たって必要と認められる書類

２　補助事業完了年月日

年　　月　　日

３　担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名　　連絡先

（注）補助金精算額内訳表及び事業実績報告書については、必要な様式を選択して使用すること。

様式第６号（第１４条関係）

年度　徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）調書

県			市町村名									備　考
			歳　　入			歳　　出						
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相　当　額	支出済額	うち補助金相　当　額	翌年度繰越額	うち補助金相　当　額	
(項)社会福祉費 (目) (節)	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

備　　考

１　「科目」欄には、歳入にあっては、款、項、目及び節を、歳出にあっては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。

２　「予算現額」欄には、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等に区分して、それぞれの額を、歳出にあっては、当初予算額、　補正予算額、流用増減額　等に区分してそれぞれの額を記載すること。

３　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式第７号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

徳 島 県 知 事　　殿

社会福祉法人等名
代表者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日　　第　　号で交付決定を受けた　　年度徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

（１）施設の種類及び名称

（２）補助金交付規則（昭和５８年５月１０日徳島県規則第５３号）第１２条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金　　円

（３）消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）　　金　　円

（４）添付書類
（３）の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

（５）担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名　　連絡先

様式第８号（第１１条、第１３条関係）

受付日付印

補 助 金 請 求 書

請求日　　年　　月　　日

徳　島　県　知　事　　殿

請　求　者
住　　所
氏　　名
（法人名及び代表者名）

右の金額を請求します。	請求金額												円

摘　　要		
補助事業名		
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号		
補　助　額	既受領額	
	今回請求額	
	残　　額	
請求区分	１　精　算　　２　概　算	

口座振込先
金融機関名（　　）　店舗名（　　）
預金種別（１　普通　２　当座　９　その他）

口座番号							

（右づめ）

口座名義（カタカナ書き）
（　　）

発行責任者及び担当者（個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。）

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		